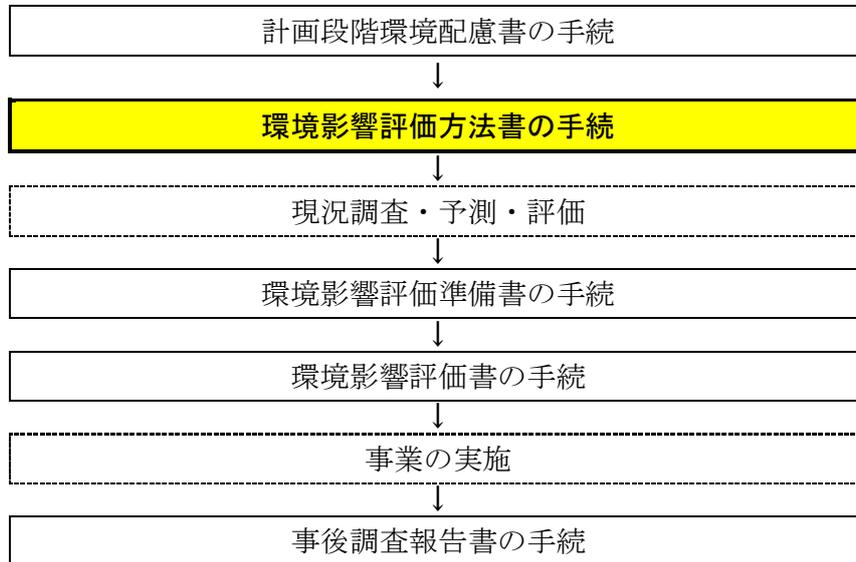


「京都プロジェクト（仮称）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第1類事業※）

※ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が50,000㎡以上であり、かつ、建築物の高さが31mを超えるものに限る。）

1 京都市環境影響評価等に関する条例による手続の流れ



2 事業アセスメント手続（環境影響評価方法書）

令和4年10月21日	環境影響評価方法書の提出
10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
11月12日	事業者による環境影響評価方法書説明会開催
11月28日	縦覧終了
12月12日	市民意見募集の終了（意見なし）
12月13日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
令和5年1月～3月	京都市環境影響評価審査会を1～2回開催（審議及び答申）
（以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）